

害者の弁護士は即時控訴しましたが、1か月半後、住田が直接控訴を取り下げたことから、死刑が確定しました。それだからといって嬉しく思えることなんか一つありません。どんなに願っても、みさと2度と会えることができないのですから。

私は、住田が死刑になるのは当然だと受け止めています。被告人が初犯で、殺人の数が1人だけで死刑判決になった例はない、とのこと。かつての永山基準が立ちはだかっていた。最高裁が死刑宣告を回避するために、裁判官、裁判長だけに都合の良い基準、それが永山基準なのです。住田絃一の死刑判決は、良識ある市民と裁判官、検事の手によって、裁判という特殊な世界にあったものが一般社会に近づきつつあることを物語っています。これを当たり前にしていかななくてはと思っています。

世論の8割以上が死刑制度を支持しているにもかかわらず、死刑制度に反対している弁護士や有識者の方がおられるようです。死刑囚にも人権がある、というのが常套句のようですが、人を虫けらのような扱いで殺した殺人者の人権がそんなに大切なのでしょ

うか。殺された側には人権がなかったのでしょうか。死刑囚に人権など最初からありません。意図的に人を殺害した輩は、殺害したその時点から人ではなく、ケダモノなのです。

償いについては、被害者と被害者家族を納得させられるような償いでなければ意味がないのです。ただ、刑に服せば償ったことになるかと勘違いされては困ります。自らの死をもって詫言ることが最低限の償いなのです。

更生の可能性があったはずの受刑者が、仮出所している間に再犯する。情状酌量の余地で減刑を勝ち取った受刑者が人を殺してしまう。それでも誰も責任をとらないし、職を辞したという話を聞いたことがありません。

この日本において、犯罪の被害者及び被害者の家族の辛い思いを救える制度として、納得させられる制度として、死刑制度以上のものがない以上、死刑制度を廃止することはできない、というのが私の考えです。

### 3. 弁護士の立場から

#### 裁判員裁判における死刑判決の尊重について

弁護士 大沢 寿道

先ほど、被害者の五十嵐さんが、ご自身の事件についての話をしてくださいました。その事件では、第一審の裁判員裁判において、被告人に死刑判決が下されています。しかし、被告人が控訴をした上の東京高等裁判所は、裁判員裁判で下された死刑という判決を破棄して、無期懲役という判断を下しました。この東京高等裁判所の判断は、裁判員裁判における死刑判決を覆した最初の判断です。

この判断が、正しいものとしてまかり通ってしまった場合、裁判員裁判となって、刑事裁判に国民の一般的な感覚が反映され死刑となるべき事案が、適正に死刑と判断されたにもかかわらず、職業的裁判官によるオートマチックな先例に従うだけの杓子定規的な判断に戻ってしまいます。今回の高等裁判所による判断が、先例として認められてしまった場合、死刑を不当に制限する考え、例えを挙げれば、殺害された被害者が一人の場合には、なかなか死刑にはしないというような誤った考えが刑事裁判に蔓延していたように、通常死刑とすべき事案においても、なかなか死刑にならず、本来、正義を守るべき刑事裁判において、正義の

実現がなされないという由々しき事態が生じてしまいます。

まず、今回の事件に関して、控訴審が、裁判員裁判の死刑判決を破棄して、無期懲役と判断した理由の一つとして、先例の量刑傾向との同一性を重視したということがあります。しかし、裁判員による裁判という新しい制度へと変わった以上、先例とは異なる判断が出るということもあり得ることであり、違う判断をするということ自体には、問題はありません。では、裁判員裁判の考え方と先例の考え方が異なっていた場合、どちらが尊重されるべきなのかというと、当時、司法制度において改革が必要であると考えられ、裁判員裁判制度が新たに設けられたということからすれば、裁判員裁判における判断の方が尊重されるべきです。裁判員によって、事実認定と法律の適用がなされることに関しては積極的に認めるものの、刑罰を科す場合、特に死刑という刑罰の判断においては、職業裁判官の判断を優先すべきという考え方もありますが、裁判員法は、裁判員の行うべきこととして、「事実の認定」や「法令の適用」だけを挙げているわけではなく、「刑の量定」、すなわち、どのような刑罰を科すかという量刑の点についても、裁判員の行うべきこととしています。これは、元々、裁判員裁判制度が、一般国



民の健全な社会常識を反映させるために、裁判員の量刑への関与も認めるものとして導入されたものであることから、当然認められています。にもかかわらず、今回の東京高等裁判所の判断は、先例の量刑傾向に縛られ、安易に裁判員裁判の判決を否定していて、国民の意見をないがしろにしています。

もちろん、裁判員裁判といえども、もっともな理由があれば、控訴審において、第一審の裁判員裁判の判断が破棄されるということも認められないわけではありませんが、今回の事件で言えば、破棄しなければならない理由があるとは考えられません。

また、この裁判官は、以前犯した犯罪と似たような犯罪を再度犯したとしたら、それは、守らなければならない法律によるルールを軽く考えていて、更生する可能性がないが、犯人が行った以前の犯罪は、無理心中目的の殺人で、今回は、お金目的の強盗殺人だから、更生の可能性があるとこのことを言っています。2人殺して、刑務所に入って、刑務所から出た6か月後に、また、人を殺す。このような犯人のどこを見て、更生の可能性があると判断したのか全くわかりません。

また、「被告人は、仮出所中ではなく、真面目に服役して全ての刑期を終えてその執行を終了した後である」ということも挙げていますが、仮出所が認められなかったことからすれば、服役中に問題を起こしたとも考えられ、死刑判決を破棄する理由には、到底なら

ないはずで

加えて、今回の控訴審の判断は、無期懲役刑と死刑は、質的に異なるとして、死刑の判断を避けていますが、裁判員裁判制度において、刑罰に死刑となっている罪名も対象とされており、別個に判断されるとはなっていません。そのような事情の下、死刑と無期懲役の判断は、質的に異なるとして、別に検討すべきものではなく、一般国民より選ばれた裁判員が、死刑についても判断できることになっていることから、やはり、裁判員裁判の判決を破棄する理由にはなりません。

## 裁判過誤

弁護士 米田 龍玄

少し古い昭和40年代後半の事件の話をしします。当時、犯人の男は20歳でした。オートレースやボートレースに熱中し、勤務先、知人、高利業者からも借入れをしました。あげくに近所の主婦からもお金を借り、その主婦を殺害し預金通帳などを奪って逃亡しました。悪質な事案でしたが、犯人が20歳と若かったことや、前科が無かったこと、事件後親族の説得を受けて出頭したことなどの事情が考慮されて、無期懲役になりました。犯人は、約14年9か月で仮出獄を許されました。そして、仮出獄から3年足らずの後、犯人は、訪問販売を始めましたが、顧客の老婆をドライブに誘い

出し、首にビニール紐を巻き付け窒息死させ、現金と預貯金通帳を奪い去りました。犯人は、2度も、身勝手な理由で、人間の命を奪い去りました。

1度目の事件で、死刑という選択肢は考えられました。おそらく弁護士は、犯人が反省し、再犯を犯さないと誓っているなどと弁論し、裁判官は、死刑にすべきであった人間を無期刑に処し、結果、犯人が仮出獄することになり、新たな犯罪を、新たな被害者を生み出したのです。

2度目の事件で、前科を考えれば、当然に死刑が予想されましたが、裁判所は、犯行場所が場当たりの計画性がないなどその他の点から、改善更生の余地がないとまでは言い切れず、なお、いっぺんの人間性が残っている。過去、仮出獄期間中に強盗殺人を犯した者は、皆死刑になっているけれど、それらの事例と比較して悪質性が低いとして、極刑をもって望むことに一抹の躊躇を覚えると述べたのです。

この裁判所の裁判官は、またもや無期懲役が相当であると考えたのです。加害者の更生に言及するのであれば、「犯人が再び犯罪をすることは絶対にありません、私が保証します。もし更生せず再犯を犯したなら、裁判官が責任を取ります。」と言わなければ、無責任です。検察は、当然、控訴をしました。すると、高裁は、一審の判断を維持し、無期懲役でよいと述べたのです。2度目の事件は、一審のみならず控訴審までもが同様の判断をしました。

こうしてみると、若年で司法試験に合格した直後から裁判官エリートとして純粋培養された裁判官が主権者たる国民の意思と乖離したおかしな考え方を持っており、職業的裁判官だけでは、適切な判断ができないと言わざるを得ないのです。

2度目の事件は、検察が上告し、最高裁が取り上げたので、破棄差し戻しとなりました。差し戻し後の高裁において死刑の判決がされています。

平成21年5月から、裁判員裁判が始まり、これまでのおかしな考え方をもちた裁判官だけによる裁判の悪弊が是正され、国民の考える正義を刑事裁判に反映させる仕組みができたものといえます。

裁判員裁判になってから厳罰化の傾向にあるとする見方があるようですが、国民の目が入った結果が今の姿であるとすれば、過去の裁判官による裁判が国民の考える正義と乖離していたというにすぎません。

裁判員裁判によって適切な国民の意思が反映されるようになり、その結果、五十嵐さんの事件では、一審で、死刑判断に至ったにもかかわらず、控訴審は、裁判官だけの判断で、過去の裁判例に照らして重いという



理由で、一審の裁判員裁判を覆したのです。

裁判員を努める国民の負担を軽減が議論されていますが、この東京高裁の判決は重い負担を負って判決に至った裁判員を愚弄するものともいえます。もし、この無期懲役の高裁判決が維持され、犯人が、仮釈放され、再度、人の命を奪う結果になったときに、裁判所の裁判官、更生の可能性があるとして主張した弁護士、仮釈放を求めた刑務所長、仮釈放の決定をした地方更生保護委員会の委員、全員、判断を誤ったのだということ、その結果、尊い人命が奪われるに至ったことを肝に銘じ、その責任をとるべきなのです。

手術のプロである医師が失敗をしたら、医療過誤になります。裁判のプロである裁判官が判断を間違えたのであれば、裁判過誤、仮釈放過誤というべきです。その場合、裁判官はその責任を負わなければなりません。

## 刑罰の目的と誤判の可能性

弁護士 佐々木 伸

最初に、死刑廃止・存置について割れている論点についてお話しさせていただきます。私も存置派ですが、根拠がいろいろあると思いますので私の意見を聞いていただこうかと思います。

死刑制度に犯罪抑止力があるのかないのかということですが、死刑廃止派の人が、フランスなどでは死刑が廃止になっても犯罪率が上がらなかったことを根拠に、「もはや社会的には死刑に抑止力は無いということが前提となっている」と決めつけて言う方もいます。しかし、廃止して犯罪率が上がらなかったというのは、データの取り方として不公平ではないかと思えます。問題は、抑止力ですから、人を殺そうと思っ

た人が母数で、死刑があるからやめようと思った人が分子にこなればおかしいと思います。今まで死刑がない国に死刑を導入したのに犯罪が減らなかったというデータがもしあったなら、それは一定の説得力を持つかも知れませんが、少なくとも死刑を廃止したのに減らなかったというのは全く根拠になっていないと思います。

刑罰の目的を刑法で勉強しますが、その中で法益保護機能という言葉と人権保障機能という言葉が出てきます。法益保護機能というのは、国民の生活を脅かす犯罪者を処罰して国民の利益を守る機能と言われています。刑法に法益保護機能があるということ自体については、ほとんど争いはありません。すなわち、刑罰の目的についてはおおむねコンセンサスが得られているということです。刑罰の目的の定義からしますと、刑罰自体に抑止力があるのは当然の前提であり、そうであれば死刑だけを別意に解する根拠は特になくはないと思います。

続いて、誤判の可能性ですが、あってはならないことで、国家による殺人だけではなく、逮捕監禁でもこれは立派な刑法の犯罪です。ですからこれが死刑についてだけ特に語られる理由は、私は特に見いだせないと思いますし、それは強い根拠にならないと思います。

次に国民感情というものが議論の軸になることがあります。これは我々存置派の立場からすると、国民の86パーセントが死刑存置を望んでいるのだからということ根拠にします。反対派の方は、法律というものは感情に流されて乱れてはならないのであるという意見がありますが、これは議論が倒錯していると私は考えます。死刑というのは気分で作っているのではなく法律で決めてやっていることです。法律というのは議論を経て、最終的には多数派の意見が通るのが法律です。多数派ということは、すなわち国民感情



情、コンセンサスが必要ということで、法律事項であるという以上は当然ことですので、議論にのぼるような話ではないと私としては思います。

以上、複数の論点について私の意見を申しました。それ以外に私が思っていることが一つあります。私はJR 福知山線事故の指定弁護士といたしまして検察官役で約3年半、公判をやってまいりました。ご家族を亡くされた方と多く接して思ったことは、同じ事故で同じように亡くなられた方でも、考え方というのはいろいろあるということです。まずは存置派も廃止派も謙虚でなければならぬのは、被害者がこうあるべきだということを外から言うことに、非常に抑制的であるべきだと思います。被害者が1人亡くなるということは、これは抽象的な話しではなくて1つの具体的な事実です。それに対応して加害者を1人殺殺する。これも抽象論ではなくて1つの個別の事態であると思います。ですから、どういう場合にどういう効果が発生するかということさえ明確であれば、選択肢は多く柔軟であるべきだと考えます。そういった意味から制度として死刑制度を廃止するというのにはあり得ない結論だと思います。

## 死刑と残酷な刑罰

弁護士 上谷 さくら

憲法第31条は、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」と定めていますので、法律の定める手続きによって生命を奪うことが予定されています。憲法が死刑自体は認めているとすると、次の論点は、死刑の執行方法である「絞首刑」が、「公務員による拷問及び残酷な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」という憲法第36条の「残酷な刑罰」に当たり、憲法違反なのではないか、ということです。

被告人に死刑判決が出る場合、その罪名は100%殺人が関係し、必ず被害者の遺体があります。最近、裁判員の女性が被害者の凄惨な遺体の写真等を見てPTSDになったということで、国家賠償請求を起した事がありました。被害者2名の強盗殺人事件の裁判員裁判で、被害者の夫婦それぞれの頭、首に多数の刺し傷のある遺体が血の海と化した現場に横たわっている状況を写した写真、被告人が使用していた血だらけの軍手、被害者2名の刺し傷を写したものの、頭と首の模型を利用して示した刺し傷を写したものの等が、裁判員に示されました。この女性は、法曹関係者ではありません。それまでの人生では全く想像もできな



かったような衝撃を受けたのでしょうか。被害者の辛さを受け止めようとしたからこそ、重いPTSDになったのかもしれませんが。殺人事件の被害者の遺体というのは、それほどまでに凄惨なものだと思います。ただし、この現実を目を背けて裁判をするべきではありません。被告人の刑を決めるにあたり、被害の実態を正確に把握することが最重要だと思います。裁判員への配慮は、辞退を柔軟に認めることや、事後のケアで足りると思います。この刑事事件は、検察から死刑求刑があり、判決も死刑でした。

平成13年、社民党の議員が、死刑が執行された死刑囚の首についた縄の跡の写真を衆議院の法務委員会に持参し、「このような残虐な行為が死刑なのです、絞首刑なのです、憲法に違反します」と言って法務大臣に詰め寄ったことがありました。この死刑囚が殺したのは3人です。1人目は保険金をかけて夜釣りに誘っ

て海に突き落として溺死させ、2人目にも保険金をかけて鉄棒で滅多打ちに叩き殺して車ごと谷底に落として殺し、事故を装って2000万円を受け取り、3人目は金融業者で、返済の催促がくるために同じように鉄棒で滅多打ちにして殺害し、海に捨てています。あすの会の会員が、この議員に「被害者の遺体を見たくて、死刑囚の遺体が残虐だ、憲法違反だというのか」と詰め寄ったところ、無言だったそうです。この事件の被害者3名の遺体、死刑囚の遺体、合計4名の遺体を並べた時、死刑囚の遺体だけが際立って残虐だといえるのでしょうか。

「せめて殺してから首を切ってください」と懇願する被害者に対し、生きたまま電動のこぎりで首を切断して殺害した事件、仕事のトラブルの相手を殺害しようとしたものの失敗し、その人の妻と妹を拉致して山林に連れ込み、生きたまま粘着テープで拘束してドラム缶に入れ、ガソリンをかけて焼き殺した事件、宝石店に押し入り従業員の女性6人の体を縛り、ガソリンをかけて火をつけて全員殺した事件、などこれはほんの一例です。

死刑廃止を唱えるのであれば、まず被害の実態を詳細に把握し、むごい遺体と向き合うべきです。その遺体が自分の家族であっても、「加害者には生きて償ってほしい、そのために税金を払うことを惜しみません、仮に出所したら社会から隔離されて再犯に走るこたないよう、加害者の隣に住んで家族ぐるみでお付き合いします。」と胸を張って言える人だけが主張していいのだと思います。

被害者の遺体は尊いものだと思います。そのご遺体を前にして、絞首刑が残虐な刑罰だなどという議論は何の意味も持たないように思います。

## 4. パネルディスカッション (要約)

### 生きて償う

生きて償うという発想自体がおかしい。犯人がそのまま生きていくことがそのこと自体が被害者にとって苦痛で、生きては償うことはできない。ただ生きていくだけというのは困る。被害者と同じように苦しんでほしいと思う。今の絞首刑は残虐な刑罰にあたらない。できるなら殺害された方法と同じ方法で死刑執行してほしい。自分自身の死と向き合うことが必要で、反省することと償うということは繋がらない。刑を決めるのに検討すべき要素ではない。本当に真人

間になった犯人は死刑を受け入れるのではないか。

### 更正の可能性

犯人が更生できるから死刑にするなというのが、更生することに、責任とれるのか。責任をとる形が死刑だと思う。更生ということを遺族としては全く求めてない。更正の可能性と償いは結びつかない。その主張に違和感があるというのが被害者遺族の共通した意見。過去を整理して、それが償うということ。償うということが埋め合わせるということ。裁判官は更生の可